

○花巻市貸切バス事業者運行支援緊急対策交付金交付要綱

令和 8 年 8 月 1 8 日告示第373号

花巻市貸切バス事業者運行支援緊急対策交付金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、物価高騰の影響を受けている貸切バス事業者に対し、予算の範囲内で花巻市補助金等交付規則（平成 1 8 年花巻市規則第 6 1 号）及びこの要綱により花巻市貸切バス事業者運行支援緊急対策交付金（以下「交付金」という。）を交付することにより、貸切バス事業者の事業の継続を支援することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 貸切バス事業者 道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号。以下この号において「法」という。）第 4 条の規定により、一般貸切旅客自動車運送事業（法第 3 条第 1 号ロの一般貸切旅客自動車運送事業をいう。次号において同じ。）の許可を受け、事業を営む者をいう。
- (2) 貸切バス車両 令和 8 年 4 月 1 日現在において国土交通省東北運輸局岩手運輸支局に登録されている一般貸切旅客自動車運送事業に供するために市内の本社又は営業所に配置する車両をいう。ただし、他市町村において、本交付金と同様の目的をもった支援を受けている車両は除くものとする。

(交付対象者)

第 3 条 交付金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、市内に本社又は営業所を有する貸切バス事業者であって、申請日時点において事業を営んでおり、かつ、令和 9 年 3 月 3 1 日まで市内に有する本社又は営業所において事業を継続する意思があるものとする。

(交付金の額)

第 4 条 交付金の額は、申請日において交付対象者が保有する貸切バス車両の数（自動車検査証の有効期限が切れている車両を除く。）に 4 1, 0 0 0 円を乗じた金額とする。

(交付申請及び支払請求)

第 5 条 交付対象者は、花巻市貸切バス事業者運行支援緊急対策交付金交付申請書兼支払請求書（様式第 1 号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に

提出しなければならない。

- (1) 申請車両数内訳書（様式第2号）
 - (2) 申請車両の自動車検査証記録事項の写し
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- （交付決定及び交付）

第6条 市長は、前条の規定による申請及び請求があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、花巻市貸切バス事業者運行支援緊急対策交付金交付決定通知書（様式第3号）により交付対象者に交付決定を行い、交付金を交付するものとする。

（交付金の交付決定の取消し及び返還）

第7条 市長は、交付対象者が偽りその他不正な手段により交付金の交付を受けたと認めたときは、交付金の交付決定を取り消し、期限を定めて、その返還を命じることができる。

（立入検査等）

第8条 市長は、予算の執行の適正を期するため、交付対象者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に交付対象者の事務所若しくは事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（書類の整備等）

第9条 交付対象者は、交付金の経理を明らかにした書類を整備し、当該交付金事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間、これを保存しなければならない。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、告示の日から施行する。

（効力）

- 2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条から第9条までの規定は、同日後もなおその効力を有する。